

靖国合祀イヤーです

発行日：2013年6月17日

アジアネットワーク通信

ころをない

ころをれない

ころをせない

【第3号】



右写真：奉命後の記念撮影「はい、キムチ！」

左写真：ますますお元気な日本の状況を聞いて、怒り、熱く語る 李熙子さん

5/30

連帯を求めて！

◆◆李熙子さんからの報告と交流の集い◆◆

報告

五月三〇日、なぜかこれだけ「右」旋回に舵を切り続けている政壇が「右傾化」ではありません」と座談会不意で、これい日本に、又信じられないほど「あはー」な市民の多い大勢に、李熙子さんを招き、靖国合祀イヤーですアジアネットワーク・第二回連絡学習会を持ちました。

DVD「太平洋戦争争議書準備推進協議会・一〇年の記録」上映の後通訳を入れ、李熙子さんの「フーハブサ」二番の報告、今後の意気込みが熱く語られました。ますますお元気で日本の状況を憂い、怒り、そして日本の友人たちとの連帯に感謝、でお話を締めくくられました。

アジア訴訟団の原告側からは昨年に続く第二回靖国行動と合祀取り消し要求行動の提起がなされました。一人でも多くの参加を！

（詳細はこの通信五ページより掲載）

四国の「真宗大谷派・靖国訴訟を支援する会」からは七名の参加。安西賢典さんから今年七月に西国松山で行われる「第二六回政教分離訴訟全国交流会」の呼びかけ。

（二ページに集会参加の報告を掲載）

奉命は約五〇名の参加。ミニ奉命ではあったのですが、暖かく、力強い集いでした。こんな時世だからこそ、私たち自身のアジアとの交流の大切さを実感。靖国・天皇制を見据えた交流と行動を！そんな提起だったと思います。

侵略戦争被害者補償運動に取り組み

李熙子さんとの交流集會に参加して

安西賢誠

五月二十九日ノーマル・ハブズ、合記編集訴訟の第二幕が東京で始まった。原告、李熙子（ヘイジヤ）さんと藤敬五（ナギヨシム）さんが来日し、意見陳述が行われた。翌三〇日、大阪では「靖国合祀はいやです・アジアネットワーク」主催によるミニ報告集會があり、私たち真宗大谷派四国教区の靖国問題班も来賓に七人安住三名男性四名）参加した。わざわざ四国から？と思われるかもしれないが、もともと大阪の「靖国合祀いやです訴訟原告団」には団長の菅原龍孝さんと同じ真宗僧侶の釈氏政昭さんが四国から「道徳の信仰を無視して勝手に神様にするな！」と取り返しを求める原告の一人として名をあげていた。そしてなによりも私たちはこれまで沖縄、南京、台湾、靖国神社、広島・呉、長崎・佐世保など現地研修を重ね、たまたま今年二月末にソウルでの現地研修を実施し「民族問題研究所」や「太平洋戦争被害者補償推進協議会」の皆さんと交流し、李熙子さんと面談ができたということがあった。もともと私

たちが「李熙子」という名前を知ったのは、靖国問題をテーマにした戦後六〇年企画、日韓共同ドキュメンタリー映画「あんた、さん、サヨナラ」を制作する過程で誕生したインタビュ構成による「考えてみよう靖国問題」（二〇〇六年）を観てではなかったかと思う。この二四分のビデオは、限られた時間での靖国問題学習会で、その本質を学び、参加者が靖国問題とは何か、話し合いをする素材として大変使いやすいくということもあり、四国各地の大谷派の学習会では上映されていた。

李熙子さんを迎えてのミニ交流集會では、まず二〇一〇年に韓国「民族問題研究所」によって製作された「日本侵略戦争被害者補償推進協議会・一〇年の記録」が放映された。その後李さんの報告と交流集會となった。上映前の会場の雰囲気は大阪の「合祀いやです訴訟」の原告、支援メンバーとはすでにアジア訴訟（小泉靖国参拝訴訟）時代からの旧知の仲間も多く「久しぶり」という同窓会的な話があちこちでなされていた。さて「太平洋戦争被害者補償推進協議会・一〇年の記録」であるが、推進協議会設立一〇年を記念して製作されたもので、日本の侵略戦争と強制動員など植民地支配による戦争被害者補償のための活動が、自国において現象にはどのような形で展開したか、その略史が示されており、戦日派政權時代の韓国政府の待遇などにも言及している。太平洋戦争犠牲者追悼会幹事と補償を巡っての厳しい現実があったことなどは知らなかった。無責任な日本政府や侵略企業、戦犯神社を相手取っての、正当な補償と判決にはほど遠い日本の現状の現実。戦争被害の補償問題に向き合わない日本の司法に対し「日本が根本的に変わらなければ」とと語る下りは悲しいけれど同意せざるを得ない。

李さんたち推進協議会ソウル支部の一〇年の活動がコンパクトにまとめられており、日韓の運動に関わるものには特に必見の映像と思う。

（真宗大谷派・

靖国訴訟を支援する会事務局）

第26回政教分離訴訟全国交流集會のご案内

2013年7月26日(金)～27日(土)

◆1日目 7月26日(金) 13時30分～17時30分

会場 愛媛県美術館 講堂 (松山市堀之内) ※入場無料

講演 田中 伸尚 (ノリシヨウイ)

「私たちは何処へ向かうのか 一戦後最大の転換期に立つて」

■問題提起 森本政晴 辻子 實 ■各訴訟団など各地からの報告

◆2日目 7月27日(土) 9時30分～15時 安藤正業「削られた横文」を訪ねて

詳しく問合せは集會事務局まで FAX 089-943-4005 携帯 090-9554-1616

報告：4/19、以下総理大臣宛「靖国神社参拝するな！」の警告書を郵送しました。

内閣総理大臣・安倍晋三氏への警告書

私たちは警告する

私たちは、2001年から2005年にわたる小泉純一郎首相（当時）の靖国参拝に対して、違憲訴訟を闘い、また、靖国神社に対して、親族の合祀取り消し訴訟を闘ってきた。

周知のごとく、靖国神社は、戦争に動員されて死んだことを、「天皇のためにすすんで国に命をささげた」という意味づけをして内外に示すという明確な教義を持つ宗教施設である。今日に至ってもやむことのないその宗教活動は、動員した国家のみならず、動員された者やその遺族に対してまで、侵略戦争の責任を自覚することを妨げてきている。それゆえ、侵略戦争の被害を受けたアジア諸国が、靖国神社の存在自体に憤りを生じていても不思議としない。また、韓国・台湾の人びとにおいては、日本による植民地支配を受け、更なるアジア侵略に動員されて命を落とした者もいる。これらの人びとはこともあろうに、「天皇のためにすすんで国に命をささげた」という意味づけをされて、靖国神社に合祀され続けている。これらの人びとの憤りは、なおいっそう深い。また、日本の民衆自身も、本来、「天皇のためにすすんで国に命をささげた」のではなく、無理やり動員されて命を落としたのである。現在、親族を勝手に祭神として祀り、戦争動員に利用することに対して、合祀を推進した国に対してだけでなく、靖国神社自体に対して合祀取り消しを訴え、訴訟が提起されているのはそのためである。

したがって、この靖国神社に「国の機関（日本国憲法 20 条）」である総理大臣が参拝することが、憲法に違反するだけでなく、外交問題にまで影響を及ぼすのは必然のことである。

貴院は、自民党総裁選の中だけでなく、国会答弁においても「第一次安倍内閣で参拝できなかったことは痛恨の極み」などと、参拝に意欲を示しているようである。それだけでも十分に問題であるが、もし、それを実行に移すとなれば、私たちは断じてそれを許すことができない。

小泉首相（当時）に対する参拝違憲訴訟は、6つの地裁で7件（数え方によっては11件）提訴されたが、参拝を合憲とする判決は1件もない。大隈高裁判決（2005年10月17日）では、小泉の総裁選や国会答弁を証拠として、それが「職務行為としての参拝」であることを判示し、明確に違憲を指摘した。同じく、違憲性を明確に示した福岡地裁判決（2004年1月13日）においては、その違憲判決の意味を、「裁判所が違憲性についての判断を回避すれば、今後も同様の行為が繰り返される可能性が高いというべきであり、当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、前記のとおり（参拝は違憲であると）判示するものである」と述べ、首相の違憲行為を阻止することは司法の責務としている。

私たちは警告する。

貴院が実行をもくろむ靖国参拝は、明白に憲法違反であって、貴院のすべての資格を否定する行為である。実際に参拝を行なうとは私たちも思いたくないが、そもそも、「行くか行かぬかは差し控えない」などと言うこと自体がすでに妄言である。発言についても断に慎むべきである。

私たちは、今後もあらゆる手段を以て貴院の危険な行為を阻止する覚悟を持っている。

小泉首相靖国参拝違憲アジア訴訟団（大阪） 靖国参拝違憲「福岡判決」を潰す会

ノー！ハブサ（No！合祀）

小泉首相靖国参拝違憲四国訴訟団

靖国合祀ガッティンナラン訴訟団（沖縄）

以上・連絡先 靖国合祀イサデス・アジアネットワーク

大阪市中央区内浜町 1-13-11-402 市民共同オフィス SORA 内 Fax 06-7777-4925

「人間の自由を奪うのは、 じつに社会の習慣である」

菅原龍憲

安倍晋三首相と自民党は、この夏にある参院選の公約に憲法「改正」を掲げている。二〇一二年の四月、自民党が「自民党憲法改正草案」を発表したことは周知のことである。この草案はざっと目を通しただけで、大日本帝国憲法をしのぐほどの噴飯ものとタカをくくっていたものの、安倍政権は様々な手段を駆使して、改憲をめぐる政治的策動を繰り返して、まさかの改憲が現実味を帯びてきた。まず今後改憲しやすくするために憲法九六条の改正手続き事項を改定し、改憲へのハードルを下げることを第一義の目的とする

というもくろみが明らかになった。いってみれば、憲法に違反した政権が、違憲の主張を排除するために憲法を改定するという「法的クーデター」ともいえるべきものであろう。

それにしてもこのところ政治家たちの劣化はとどまることを知らない。「知性・品性低き政治」であ

われらわつと声をあげ足踏りて逃げ」(菅田正)と、身のおきどころのない憤怒をおぼえる。

さて、自民党はこれまでに改憲案を数回にわたり提出しているが、その都度必ずといっていいほど第二十條(信教の自由・政教分離)の見直しに言及している。この二十條は、あらゆる人権の基礎を握るものとして憲法の中核に位置づけられているのだが、国民の側においてなかなか深刻な問題となりにくい。権力はそれを見越してか、ひっそりとなし崩しをはかっているようだ。

無自覚のうちに国民の内面へ侵入し、その奥底まで支配し続けている宗教性の果たす役割を的確につかんでいる支配側の狡猾を感じさせる。権力が宗教を決して手放さない理由はそのにある。政治権力は宗教的権威から離れた途端にそれによる権威付けを失うことになる。この国の政治はつねに「祭

りごと」なのだ。

まず自民党が党議として決定した二十條第三項に關する改憲案(二〇一二年四月)を現行法と比較してみると、国家による宗教への関わりを絶対的に禁じている現行法を、国家と公共団体は宗教活動に関わってもそれが社会的儀礼、或いは習俗的行為と見なされれば宗教活動にあたらないとするものである。これは天皇や首相の靖国参拝に伴う憲法論争に終止符を打つのが最大の狙いという指摘があるが、問題はもっと根が深そうだ。ここにいる社会的儀礼、習俗的行為というのは、神道における祭祀であることは言を俟たない。自民党憲法改正推進本部は草案の解説において「これにより、地頭祭に当たって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実的に解決されます」(二〇一二年十月)と具体的に記述している。

憲法二十條問題の核心は、現代日本の精神状況をなお支配しつづける神道的宗教性に求められなければならない。事実として神社は地域の自治会をまるごと信者組織化し、それがほとんど違和感なく保持されている。神道の祭祀は、まさしく「習俗」という形の宗教

なのである。

「人間の自由を奪うのは暴君よりも悪法よりも、じつに社会の習慣である」(J・S・ミル)という言葉は巧妙な支配構造を言いえて妙である。

日本人の精神からおよそ距離したままの規定にとどまっている憲法二十條に、その実質を与えていくためにも、私たちの精神の根っこにある、それは習俗的相親のものとあつて支配構造の民衆的基盤となった「祭祀」といふべき宗教性を確実に射程に入れておかねばならない。

日本国憲法

第二十條

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

靖国神社に合祀の取り下げ要求をしましょう！

閣僚・国会議員の違法行為である靖国参拝に抗議する！

今年四月の靖国神社参拝例大祭にあわせて安倍晋三内閣の閣僚・衆生太郎副総理兼財務相ほか三人が、そして二日には高市早苗自民党政調会長など「みんなが靖国神社に参拝する国会議員の会」(会長尾辻秀久)に所属する国会議員一六八名(八七年以降で最多)が集団参拝しました。

「前掲」首相在任中に靖国神社参拝できなかったのは痛恨の極みだ」と二月国会で答弁していた安倍首相は

四月二日、「内閣総理大臣」の名札をそえて「真神(まさかみ)」を奉納しました。そして、中国・韓国からの批判については「国のために尊い命を落とした英霊に尊崇の念を表するのは当然だ。どんな弱かしにも屈しない。その自由は確保している」(四月二五日付け朝日新聞)と二四

日、国会答弁しています。また、安倍首相は「侵略の定義は定まっていな」として村山談話の見直しにも言及しています。

安倍政権は憲法改悪を策し、天皇

を元首とし、日本を「天皇を敬く」国とし、自衛隊を国防軍とし、集団的自衛権を認め、国民に国防の義務を課し、日本を戦争する国にしようとしていきます。そして、天皇のシンボル「国旗・国歌」の尊重義務を国民に課し、さらに、政教分離原則に「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない」と書き込んで、政教分離原則を骨抜きにし、靖国神社への天皇をはじめとする首相等の参拝を合法化しようとしています。

靖国合祀イヤです！訴訟・原告団は、国の強力な主導のもとに行われた靖国合祀は憲法の政教分離規定に違反すると断定しました。にもかかわらず合祀したのは宗教法人である靖国神社であり、靖国神社にも祀る自由があるなどと欺瞞に満ちた判断をもって、裁判所は私たち原告を敗訴としましたが、憲法において公権力が靖国神社に干渉することは絶対的に禁じられているのです。憲法遵守義務を課せられている閣僚・国会議員の宗教法人靖国神社参拝は明らかに違法行為です。「内閣総理大臣」

靖国合祀イヤです！訴訟・原告団

による神前への「真神」奉納も同罪です。断じて許せません。

安倍首相の国会答弁、「国のために(死んだ)二英霊(英霊)は戦死者と追族への侮辱だ！」

靖国合祀イヤです！訴訟を闘った私たち原告は、安倍首相の国会答弁のような言説を許し、このような事態を引き起こしている責任の一端は、いまなお、靖国神社への私たちの親しい家族の合祀継続を許している遺族にもあると考えています。遺族もまた、天皇制軍国主義国家によって有無を言わず皇軍兵士とされ、戦場に引き出され、死に至らしめられたものたちを「国のために尊い命を落とした英霊」だとする言説を許し、

あえて言えば、戦死者が生前、皇軍兵士・侵略軍の兵士としてなしたかもしれないさまざまな行為を全く不問に付したまま、戦死者の死を「英霊」として扱ったことは侵略戦争そのものとその過程でなした皇軍兵士の行為の一切を是認することなのです。

靖国合祀イヤです！訴訟・原告団は合祀取り消しを要求し続けます！

靖国合祀イヤです！訴訟は、最高裁の上告不受理をもって結結しました。しかし、私たちの目的はまだ実現していません。これからも引き続き靖国神社に、直接、合祀の取り消し(合祀取り消し)を求め続けることを確信し、「終わりは始まりです」を実現する第一歩として、昨年五月二日靖国神社に出向しました。そして毎年、靖国行動をもつこととじています。

靖国合祀イヤです！訴訟・原告団から全国の遺族の皆さんに呼びかけます！

靖国神社に、合祀取り消し要求書を突きつけましょう！それも、東に

これまで、多くの人々が靖国神社に合祀取り消しを求めてきました。靖国神社はそれをごとく拒否してきました。でも、私たちと同様、誰も仕方ないとは思ってはいないはず。今年、そしてこれからも合祀取り消しを求め続けましょう！

そして、今まで合祀の取り消しでは足りなかった人々たちも、まず

は、遺族としての思いを靖国神社にぶつけましょう！

九月十八日、一緒に靖国神社に行きましょう！もし、東京まで行けないという人は同封の「合祀取り消し要求書」を九月五日までに靖国イヤーです訴訟・原告団に届けてください。

送り先：大阪府中央区内淡路町

〒105-0001 一丁目一四〇二号

市民共同オフィスSORA内

靖国合祀イヤーですアジアネットワーク

用紙はこの通信の最終ページに組み込んでありますのでコピーして使用下さい

私たちは、遺族として、安倍自民党政権による政変を許し、この日本を「天皇を元首」とする「天皇を越く国」にするわけにはいきません。「国防軍」による再びの侵略戦争で誰一人として「天皇の臣下」として戦う兵士にするわけにはいきません。戦死者を出すわけにはいきません。「ころさない・ころされぬ・ころさせない」が私たちのスローガンです。合祀取り消しを求め続けることを通して私たち自身の中にある「靖国思想」から自らを解放しましょう。



靖国合祀イヤーです！訴訟・原告団 2013年靖国行動

2013年9月18日(水)午前10時
靖国神社大鳥居前集合

9月17日(火)夜 ノー！ハブサの皆さんなどとの交流会(予定)
現地集合です。問合せは事務局まで 06-7777-4935



センシカメイ

◆◆◆あたより◆◆◆

《13年1月》

- ◆イヤな世の中ですが、これ以上悪くならないよう踏ん張ろう！〈ごまめの歯ぎしり〉(大阪 TU)
- ◆ネットワーク通信ありがとうございます(酒田市 HM)
- ◆すいぶんご多事しています。私も還暦を迎える年になりました。しかしまだまだ何かやりつけていきたいと思っています。体調にはくれぐれも注意してください(高槻 H)
- ◆カンパ家山出せなくてすみません。訴訟が終わっても合祀拒否のたたかいは取り組んでいる団体が続いているのだということを社会に知らせることが必要だと思います(新潟市 MK)
- ◆寒いです。カンパです。よろしく(池田市 KC)
- ◆「邦人保護」「災害救助」と自衛隊の動きが日常化し、「国防軍」の改称も…そして「戦う国家=記る国家」がかりかえされるの…ゴマメのハギシリ…(大津市 KA)
- ◆わずかですが、意のあるところをよろしく(富田村 TO)

《2月》

- ◆通信で靖国問題を再確認しています(広島 SD)
- ◆権者内閣登場によるますますの歴史認識の後退、ナショナリズムを煽る動き、侵略戦争を否定し、憲法改憲、自衛隊を国軍にと日本を再び戦争する国、記る国へとつくりかえている状況の中で「靖国合祀イヤーです」の意味を再度受け止めて自分の場で一層努力して取り組んで行きたいと思っています。共にがんばりましょう(枚方市 OJK)

《4月》

- ◆昨年もしっかりできなかったのが2口です。靖国の思想に抵抗し続ける意志を込めて(京都 SD)

《5月》

- ◆今こそ「日本」をアジアへ解体しなければという気がします。わずかですが、カンパです(四日市 OM)

安らかに！

私たちの弁護団長・井上二郎さんが今年春、お亡くなりになってしまいました。残念で無念でなりません。たくさんさんの動き、本当にお疲れ様でした。どうぞ安らかに！

慟 哭

吉川 佳子

新聞で井上先生の訃報を見たのは4月23日であった。胸がドキンとして声を上げて泣いた。まだ76才だなんて！18日に亡くなられて20日に家族葬を済ませたとある。それはきっと先生のご意志だったのであろう。

私は井上先生と対顔をした事はないのに、とても身近な大好きな人であった。好きといえば三国達太郎の死を知ったとき、惜しいなあと思ったけれど涙はでなかった。井上先生への涙は「同志」を失った深い悲しみであった。

思い起こせば、86年春、京都市教委が公立小、中学校に「君が代」テープを配布したことから、87年1月に提訴した「京都君が代訴訟」にも、大阪靖国アジア訴訟にも、原告代理人席に井上先生のお蔭があった。私が原告になった「靖国合祀イヤです訴訟」では弁護団長をつとめられた。それらすべて究極は天皇の戦争責任を問う裁判で、「箕田忠魂碑訴訟」の他ではいつも先生のお蔭があった。井上先生が「反天皇制市民1700ネットワーク誌」に連載された「自立的反天皇制論」は、14号から20回続いた痛快、且つ人生訓的示唆に富む作品である。

すべて幼児から生涯を費した反骨精神が、先生の経歴に二転三転の変化を及ぼしながら、遂に弁護士に到達されたのであって、お陰で私たちは、「もう先生のような弁護士は出ないだろう」と憤しんでも余りある井上二郎さんに出会ったのである。

37年生まれ、「天皇のために死ぬことは最高の道徳」として育った少年は、敗戦時小学校3年であった。それまでの「鬼畜米英」が一転して「アメリカ様々」になったり、教科書の墨塗り作業など、一夜にして価値観が一変してしまった。その体験がその後の自分の思想形成や人生観に大きな影響を与えたと言われるが、その思いを培う素質をもっておられたのであった。ある教授から受けた注意、「批判するには、まず批判の対象を勉強せよ」を座右の銘にされたのであった。

タブーのないあの世で又先生にお会いしたいです。



井上二郎の「自立的反天皇制論」

「反天皇制市民1700号外」 価格：500円（税込）

反天皇制に関する訴訟にはいつも最前線に身を投じていた井上二郎弁護士、その「何故センセイをこうさせたのか？はうしてこんな弁護士になってしまったのか？」あの品行方正な上品なセンセイからは想像できない権威絶倒、多岐に亘る100ページの自伝です。

◆申込みは事務局まで FAX 06-7777-4925 Tel 06-7777-4935

反天皇制市民1700誌14号～27号(2002-12～2009-12)、生二面の発行口ほほ休まず8年間続けられた運動。当時の経緯そのまゝに合本しました。

まだまだ反天皇制を法廷に訴えることが出来たついで、時代はガラリと変えに挑んだ井上弁護士の軌跡がめましく、元気を再燃させる。

是非お手元口コの一冊！

年 月 日

宗教法人靖国神社 様

住所 _____

名前 _____

合祀取り消し要求書

私の _____ を霊簡簿から削除してください。
(戦没者との関係) (戦没者の名前)

戦没者の名前	
戦没者の本籍あるいは都道府県名	
靖国神社への合祀日時	
合祀取り消しを求める理由	

年 月 日までに返答してください。
要求に応じられない場合は、その理由を記してください。